

令和 8 年度郡山市公契約条例等に係るアンケートの実施について

◎目的

郡山市公契約条例の施行状況や労働環境について、事業者及び従事者にアンケートを実施し実態を把握する。

◎実施内容

	令和 7 年度	令和 8 年度 (案)
1. アンケート調査対象案件	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までに契約した案件 郡山市：工事 12 件 業務委託 9 件 指定管理 1 件 上下水道局：工事 12 件	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までに契約した案件
	【労働環境報告書の対象契約】 ・工事又は製造の請負：予定価格が 1 億円以上 ・業務委託（施設の警備（機械警備を除く）、施設の清掃、施設の受付・案内、学校給食の調理、学校用務員）：予定価格が 1 千万円以上 ・指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定	
2. 対象者	・元請及び下請（再委託）の事業者 ・対象契約の従事者全員 ※複数件受注している事業者（元請）については 1 件のみ対象	
3. 回答方法	・原則電子回答（依頼文書にアンケート調査の QR コードと URL を記載）	
4. 実施時期	・随時実施（8 月上旬～11 月末日） ・契約済の案件は 8 月から順次依頼文を配付 ・これから契約をする案件は契約締結時に随時、依頼文を配付	・随時実施（4 月上旬～11 月末日） ・4 月から順次依頼文を配布予定
5. 回答数	事業者：92 者 従事者：104 名	—

◎令和 8 年度アンケートの項目について

アンケート調査票（案）（資料 5-2、5-3）のとおり（令和 7 年度と同様）

◎その他

従事者向けアンケート調査の QR コードと URL を記載したポスターを配付し、作業所や休憩所等、下請事業者や従事者の目につきやすい場所に掲示してもらう。また、QR コードを記載したカードサイズのアンケート案内を作成し、対象となる従事者に配布してもらう。

また、アンケート調査票と併せて、公契約条例や最低賃金リーフレット等の配付を行う。

郡山市公契約条例に関する公共事業受注者の方へのアンケート調査票

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、下請事業者を含む公共事業受注者の皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

郡山市公契約条例：市が発注する工事や業務委託等の契約について基本的な考え方を定めた条例

スマホで簡単アクセス！
右記のQRコードからも回答できます！
(QRコードから回答した場合、調査票の送付は不要です。)



QRコード

令和8年11月30日(月)
までに回答願います。

受注件名

該当するものに○をつけてください。

元請 ・ 下請 (再委託)

1 公契約条例について

① 「郡山市公契約条例」を知っていますか。(該当するもの1つに○)
知っている ・ 知らない(1-③へ)
② この条例に、「事業者等の責務」や「労働者等の申出・相談」が定められていることを知っていますか。(該当するもの1つに○)
知っている ・ 知らない
③ 労働環境の報告が必要な工事等に従事している方から、この条例や労働環境に関する問い合わせなどがありましたか。(該当するもの1つに○)
あった ・ なかった
↓ (「あった」を選択した場合、どのような問い合わせがあったのかを記入してください。)

2 労働者等への周知について

① 事業者は、工事等に従事する方に対して、従事する業務が条例の適用案件であることなどを周知する義務を課せられていますが、どのように周知しましたか。(該当するものすべてに○)
a 書面により配布 b 市作成のポスター(ウェブサイトに掲載)の掲示 c 自社作成のポスターの掲示 d 自社が作成した看板の設置 e 口頭で説明 f デジタル技術による周知(メール等) g 特に行っていない h その他
(上記で選択した方法の具体的な内容等を記入してください。例：設置や掲示の場所、配布の方法、時期、行っていない理由等)
② 下請・再委託事業者と契約締結する際、条例の適用案件である旨をどのように周知しましたか。(該当するものすべてに○)
a 書面により配布 b 市作成のポスター(ウェブサイトに掲載)の掲示 c 自社作成のポスターの掲示 d 自社が作成した看板の設置 e 口頭で説明 f 契約書に明記 g 特に行っていない h 下請等の契約をしていない i その他
(上記で選択した方法の具体的な内容等を記入してください。)
③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法等について、課題や提案などお気づきのことはありますか。(該当するもの1つに○) ※元請事業者のみ回答
ある ・ ない
(「ある」を選択した場合にその内容、理由を記入してください)

※裏面の質問にもお答えください。

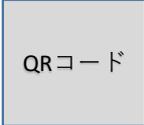
郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

郡山市公契約条例：市が発注する工事や業務委託等の契約について基本的な考え方を定めた条例

従事者：公共事業に従事している又は以前従事していた方

スマホで簡単アクセス！
右記のQRコードからも回答できます！
(QRコードから回答した場合は、調査票の送付は不要です。)



令和8年11月30日(月)
までに回答願います。

対象件名	
------	--

《該当するものに○をつけてください。》

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
勤務先	a 元請事業者		b 下請(再委託)事業者				
雇用形態	a 正規従業員		b パート・アルバイト		c 派遣労働者		d その他()
あなたが従事している(従事していた)業務	a 現場作業員		b 作業監督者		c 特殊運転手		d 一般運転手
	f 警備員		g 清掃員		h 受付案内		i 学校調理
	j 学校用務		k その他(業務・作業の名称等)				
あなたの保険加入状況	a 勤務先社会保険に加入			b 自治体の国民健康保険に加入			
	c 社会保険の被扶養者			d その他()			

1 公契約条例について

① 「郡山市公契約条例」を知っていますか。(該当するもの1つに○)	
知っている ・ 知らない → 1-③へ	
② 「郡山市公契約条例」をどのような方法で知りましたか。(該当するものすべてに○)	
a 市ウェブサイト b 知人から c 勤務先から d 雇用契約書 e その他()	
③ 従事者は、事業者が労働基準法等の関係法令に違反している疑いがあるとき、市に申し出ることができると知っていますか。(該当するもの1つに○)	
知っている ・ 知らなかった → 2-①へ	
④ 上記③で「知っている」と回答した方に伺います。申し出をしようとしたことはありましたか。(該当するもの1つに○)	
あった ・ なかった → 2-①へ	
(あった場合、申し出をしようとした内容を記入してください。)	
⑤ 上記④で「あった」と回答した方に伺います。実際に市へ申し出をしましたか。(該当するもの1つに○)	
した ・ しなかった	
(申し出をしなかった理由を記入してください。)	
⑥ 上記⑤で「しなかった」と回答した方に伺います。市以外の相談窓口(労働基準監督署や県の労働委員会等)へ相談等を行いましたか。(該当するもの1つに○)	
した ・ しなかった	

2 公契約に従事している・していた方への周知について

① あなたが、おもて面記載の「対象件名」に従事している(していた)ことを知っていましたか。(該当するもの1つに○)
知っていた ・ 知らなかった (3-①へ)
② どのような方法で従事していることを知りましたか。(該当するものすべてに○)
a 書面により配布 b 市作成のポスター(ウェブサイトに掲載)の掲示 c 会社作成のポスターの掲示 d 会社が作成した看板の設置 e 口頭で説明 f デジタル技術による周知(メール等) g その他()

※裏面の質問にもお答えください。

公共事業従事者のみなさま



公契約条例アンケート調査 ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

実施期間：令和8年11月30日まで

QRコード

← 回答はこちらから！

アンケートURL

対象件名	
勤務先	

所要時間は5分程度です。

郡山市公契約条例とは：市が発注する工事や業務委託等の契約について
基本的な考え方を定めた条例

従事者とは：公共事業に従事している又は以前従事していた方

担当：郡山市契約検査課 契約管理係 024-924-2601

郡山市公契約条例については、市のウェブサイトをご覧ください。
右のQRコードからもアクセスできます。

公契約条例



アンケート案内 (カードサイズ)

公契約条例アンケート調査
ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

回答期限：配布日から1週間まで

対象件名：

勤務先：元請事業者



アンケートの回答は
←左のQRコードから

公契約条例については
右のQRコードから→



公契約条例アンケート調査
ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

回答期限：配布日から1週間まで

対象件名：

勤務先：元請事業者



アンケートの回答は
←左のQRコードから

公契約条例については
右のQRコードから→



公契約条例アンケート調査
ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

回答期限：配布日から1週間まで

対象件名：

勤務先：元請事業者



アンケートの回答は
←左のQRコードから

公契約条例については
右のQRコードから→



公契約条例アンケート調査
ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

回答期限：配布日から1週間まで

対象件名：

勤務先：元請事業者



アンケートの回答は
←左のQRコードから

公契約条例については
右のQRコードから→



公契約条例アンケート調査
ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

回答期限：配布日から1週間まで

対象件名：

勤務先：元請事業者



アンケートの回答は
←左のQRコードから

公契約条例については
右のQRコードから→



公契約条例アンケート調査
ご協力をお願い

郡山市では地域経済の発展や質の高い公共サービスを通じて、市民の皆様が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「郡山市公契約条例」を制定しています。

この条例に定める項目の実施状況を把握するため、公共事業に従事している又は従事した皆様に以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

回答期限：配布日から1週間まで

対象件名：

勤務先：元請事業者



アンケートの回答は
←左のQRコードから

公契約条例については
右のQRコードから→



福島県最低賃金

特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和8年1月8日発効

1,098円

非鉄金属製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

輸送用機械器具製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量
機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、
眼鏡製造業※

令和8年1月1日から

1,033円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業(医療用
計測機器製造業(心電計製造業を除く)
を除く)※

令和8年1月1日から

1,033円

※の特定最低賃金は、令和7年度は改定されない
ため、「福島県最低賃金額(1,033円)」が適用さ
れます。

1,033円

時間額

令和8年1月1日発効



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター 福まる



厚生労働省

福島労働局

上記の業種であっても、下に掲げる者については、
福島県最低賃金(1,033円)が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に
主として従事する者

「賃上げ」支援助成金
パッケージの詳細は
こちらです



受注者の方へ

公契約条例について

郡山市では労働者の適正な労働環境の確保等を目的として「郡山市公契約条例」を制定しており、対象の契約を締結したときは、「適正な労働環境を確保するための取組に関する必要な報告を行うこと」と規定しています。

本案件は、この労働環境の報告の対象となっているため、下記のとおり報告書の提出等をお願いいたします。

受注者（元請事業者）

提出書類	労働環境報告書（第1号様式）、業務体系図 [※] （業務委託、指定管理のみ）
提出期限	契約締結日から14日以内
提出先	契約の履行を監督する担当課

※下請（再委託）契約に係る労働環境報告書の提出の際に、作成・提出する。

下請事業者（再委託業者）

提出書類	労働環境報告書（第1号様式）
提出期限	契約締結日から14日以内
提出方法	契約締結後速やかに労働環境報告書を元請事業者へ提出する。元請事業者は下請等事業者が提出した労働環境報告書を集約し、契約の履行を監督する担当課へ提出する。

労働環境報告の対象となる契約とは

1. 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が1千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定



← 様式、事務フローはこちらから！

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/27/2910.html>

- ・上記報告については、報告の内容に変更があった場合も同様に提出が必要です。
- ・報告内容の確認が必要と認められる場合には、事業者に資料提供の求めや質問をすることがあります。
- ・労働環境確認の結果、法令違反等の疑いがあるときは、事業者に改善を求めます。この場合、改善内容を市へ報告しなければなりません。
- ・労働環境等の報告がないとき又は報告や回答に虚偽があった場合等は、関係機関へ通報、当該契約の解除、指名停止等必要な措置を行います。
- ・その他詳しくはウェブサイトを御確認ください。

担当：郡山市契約検査課 024-924-2601

受注者の方へ

労働者等への周知及び申出について

公契約条例では、労働者等自らが公契約に従事する認識を得るため、該当する案件について、下記の事項を周知しなければならないと定めています。

また、労働者は、該当する案件において、事業者に法令違反等の疑いがあるときは、市又は上下水道局に申し出ることができるとされております。

公契約条例について、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

労働者等への周知について

周知すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 公契約条例が適用される公契約の名称 事業者等の責務及び規則で定める関係法令 労働者等が申出をする場合の連絡先
周知方法の例	<ul style="list-style-type: none"> 作業所等に掲示 雇用契約書等への記載 事業者のシステムの利用や労働者へのメールでの周知 等

労働者等の申出について

労働者等から、労働環境等について法令違反の疑いがあるとの申出があった場合、事業者へ労働環境の報告等を求めることがあります。

報告をしない等内容確認に御協力いただけない場合や法令違反があった場合等においては、関係機関へ通報することがあります。

また、労働者等が条例に基づく申出をしたことを理由として、当該労働者等に対して不利益な取扱いをすることは禁止されています。

労働者等の申出の対象となる契約とは

1. 予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が100万円を超える次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定



← 周知例、様式はこちらから！

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/27/2910.html>

公契約条例について、詳しくはウェブサイトをご確認ください。

担当：郡山市契約検査課 024-924-2601

公契約条例7条及び11条に該当する場合の事務フロー

労働環境報告の対象となる契約

1. 予定価格が **1億円以上**の工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が **1千万円以上**の次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務
(機械警備を除く。)
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

労働者への周知が必要となる契約

1. 予定価格が **200万円を超える**工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が **100万円を超える**次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務
(機械警備を除く。)
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

【参考】

郡山市公契約条例

第7条 事業者は、自らが締結した公契約が規則で定める範囲の契約に該当するときは、市長等に対し、規則で定めるところにより、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組（当該契約において事業関係者が存在する場合は、当該事業関係者に係る労働者等の適正な労働環境を確保するための取組を含む。）について必要な報告を行わなければならない。報告した労働環境の内容に変更があった場合も、同様とする。

第11条 事業者等は、公契約のうち規則で定める契約に係る業務に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示する等の方法により、周知しなければならない。

- (1) この条例が適用される公契約の名称
- (2) 第5条に規定する事業者等の責務及び規則で定める関係法令
- (3) 第8条の規定による申出をする場合の連絡先

公告・通知等

制限付一般競争入札の場合

公告に下記の内容を記載する。
「郡山市公契約条例第7条及び第11条に該当する業務委託に係る契約の入札である。」

指名競争入札・随意契約の場合

仕様書に下記の内容を記載する。
「当該業務は、郡山市公契約条例第7条及び第11条に該当する業務委託案件である。」

制限付一般競争入札の場合

公告に下記の内容を記載する。
「郡山市公契約条例第11条に該当する業務委託に係る契約の入札である。」

指名競争入札・随意契約の場合

仕様書に下記の内容を記載する。
「当該業務は、郡山市公契約条例第11条に該当する業務委託案件である。」

事業者には、公契約条例第7条及び第11条に該当する案件であることを理解した上で、入札に参加させる。

入札執行

「公契約条例について」及び「労働者等への周知及び申出について」を受注者に配付。
※メール等での配付も可

入札執行

「労働者等への周知及び申出について」を受注者に配付。
※メール等での配付も可

労働環境報告及び労働者等への周知についての案内を配付し、受注者の理解を深め、適切に対応してもらう。

契約締結

契約日から14日以内

業者から提出される労働環境報告書を收受。

福島県の最低賃金を下回っていないか確認する。

労働環境報告書の写しを契約検査課に提出。